

これまでの補助金制度が変わります！

W i - F i 設備の補助

(町会備品設備整備費補助金の期間限定メニュー)

令和5年度から令和9年度までの5年間に限り、町会館のWi-Fi設備に係る費用に補助金を交付します。

◆ 補助率

10/10

◆ 限度額

上限 30万円

下限 2万円

◆ 補助の対象になるもの

- ・ ルーター等のWi-Fi機器
- ・ 設置工事費
- ・ 回線引き込み工事費 など

◆ 補助の対象にならないもの

- ・ 回線使用料等 (ランニングコスト)
- ・ プロバイダー利用料
- ・ IP電話 など

● 再補助制限 3年間の再補助制限なし

● 申込方法

例年8月を目途に市が案内している工事に関する計画を提出していただき、要件を満たしている場合、翌年の工事実施となります。

ただし、令和5年度に限り、事前に市へ相談していただき、内容を確認後、補助申請書の提出となります。

お問合せ 市民部市民・男女共同参画課 町会担当 ☎21-3139